



第129話 まんが:じっく

認定新規就農者への支援事業について②

当面の資金繰りは 経営開始資金を活用しよう



主人公の野原拓人さんは、実家の農地を守ろうとリターンして就農することを決めました。認定新規就農者は、さまざまな支援制度を受けることができます。今回は、就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する経営開始資金について説明します。

毎年6月以降に発行になる所得証明書で確認したらいいですよ

前年の世帯所得600万円以下を確かめるには…

年齢49歳以下はクリアしてる

所得証明書は、役場の窓口やコンビニで取得可能。1月1日時点で住んでいた市区町村から発行される

「経営開始資金は支援額が月12万5千円で年額150万円を最長3年間受けられますそれぞれ要件を満たすか確認しましょう」

はい

経営開始資金※1 R6年度時点の情報	
対象者	認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)
支援額	12.5万円/月(150万円/年)×最長3年間
主な要件	※1 前年の世帯所得が600万円以下の者を対象 ※2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等、新規参入者と同様のリスクのある取組を行う者が対象

もちろんできますよ！でも注意点が1つ

前年150万円あれば当面の支払いや生活費を心配せず働ける！

「経営発展支援事業と一緒に利用できるかもいいんだけど」

「経営発展支援事業と」

親元就農者の「新規参入者と同様のリスクのある取組」とは？

例えば親がナスを栽培している場合はナス以外の新たな作物栽培への取り組みが必要という意味だよ

「初挑戦」「新規参入者と同様のリスク」

親がナス栽培農家

野原さんの場合親がコメ農家だからどの野菜栽培で始めても問題なく対象だね

ナス以外の作物栽培にもとる取組対象になる(初挑戦)

新たな作物栽培にも

《主な要件まとめ》※1は毎年6月以降発行の所得証明書を確認 ※2はその通りであれば問題なく対象

お金を借りるのであれば「青年等就農資金」の説明をします

借りるのだから…

一段落ついたところで…

さらに必要な施設や資材があるかもしれないし手持ちの準備資金が不足する場合はお金を借りるしかないですよ

この2つは審査が別に行われ「経営開始資金」の審査書類の受け付けは例年7月から開始です

前回の表を抜粋しますね

「経営開始資金」の交付対象者は500万円になります

経営発展支援事業※1 R6年度時点の情報	
対象者	認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)
支援額	補助対象事業費上限1,000万円 (経営開始資金の交付対象者は上限500万円)